

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省 林野庁 木材産業課）

<p>制 度 名</p>	<p>住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る特別控除の特例措置（1千万円加算等）の2年延長</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>贈与税（措法第70条の3、第70条の3の2）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>本制度の適用期限を2年延長することを要望していたが、とりやめる。</p> <p>（制度の概要） 住宅の取得または増改築等のための金銭の贈与を受けた際に、通常の相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の者からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例の適用期限を2年延長する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 831 1490 925"> <tr> <td data-bbox="1015 831 1219 925"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 831 1490 925"> <p>+50,624 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+50,624 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>+50,624 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>景気悪化等の影響を受けて住宅建築戸数は増加していないこと等を踏まえ、木材需要の拡大の目的に照らし有効性の高い税制特例措置のあり方を今後検討することとする。</p>			